**平成２３年（フ）第２５０号**
岡山市北区平田131番地101　エクシオン平田402号、申立時の住所兵庫県姫路市井ノ口450番地51
債務者　永井　千代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３３１号**
兵庫県姫路市城北新町１丁目10番20号
債務者　末神由美子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４３０号**
兵庫県赤穂郡上郡町高田台４丁目10番11、従前の住所大阪府門真市栄町13番18号
債務者　吉本　孝徳
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４４７号**
兵庫県姫路市元町75番地11元町東ビル404
債務者　小坂　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４４８号**
兵庫県姫路市元町75番地11元町東ビル404
債務者　小坂　晋輔
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５５２号**
広島県大竹市本町１丁目13番１号
債務者　寺崎　里穂
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６５３号**
広島市南区皆実町６丁目15番23―408号
債務者　作田　香織
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７４９号**
広島市安佐北区落合２丁目36番23―403号
債務者　山崎　竜也
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８３８号**
広島市南区青崎１丁目19番29号
債務者　脇本　都江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０６号**
香川県丸亀市土器町東６丁目287番地、住民票上の住所香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁63番地３　アーバンハイツ大橋103
債務者　山城加保里
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第１０８号**
香川県丸亀市中津町1156番地６
債務者　西山久美子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第１１２号**
香川県丸亀市飯山町東坂元3233番地６
債務者　小比賀　智
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第７８号**
鹿児島県姶良市西餅田441番地３メゾンＫⅡ202号
債務者　原口　大寿
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第８４号**
鹿児島県霧島市隼人町住吉346番地１　エスポワールＱ103号室
債務者　丸尾　舞子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第９０号**
鹿児島県姶良市加治木町新生町585番地13県営第２加治木団地10棟304号
債務者　春口　淑子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第９２号**
鹿児島県姶良市平松4781番地２
債務者　北村　綾香
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第２４２号**
山梨県南アルプス市飯野4917番地７
債務者　廣瀬　友和
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係